

# 子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス)予防接種(HPV ワクチン)

## ～ 任意接種費用の助成(償還払い)について ～

HPV ワクチンの積極的接種勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチンを自費(任意接種)で接種した方に、自己負担分の費用を助成(償還払い)します。

### 【対象者】 次の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 平成9年4月2日生まれから平成17年4月1日生まれまでの女性
- ② 令和4年4月1日時点で南越前町に住民登録がある方
- ③ 高1(16歳)となる日の属する年度の末日までに、3回の定期接種を完了していない方
- ④ 高2(17歳)となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに任意接種を受け、実費を負担した方
- ⑤ 償還払いを受けようとする接種回数について、キャッチアップ接種を受けていない方

### 【助成金額】

接種日	平成26～30年度	令和元年度		令和2～3年度
		4～9月	10～3月	
1回あたり	14,871円	15,147円	15,226円	

### 【申請方法】 申請書類をお送りしますので、保健福祉課にご連絡をお願いします。

町ホームページからもダウンロードできます。(検索：南越前町子宮頸がん予防接種)

- 《提出物》
- ① ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請書兼請求書
  - ② 被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類(免許証など)の写し
  - ③ 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードのコピー
  - ④ 接種記録が確認できる書類(母子健康手帳「予防接種の記録」欄の写し等又は証明書<sup>(※)</sup>)
- ※母子手帳等の記録がない場合、同封の「任意接種助成申請用証明書」を提出

### 【提出期限】 令和7年3月31日(早めの提出をお願いします。)

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

### 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母もしくは、父母に代わって児童を養育している方に支給されます(所得制限あり)。

### 《所得状況届のお知らせ》

手当を受けている方(支給停止の方含む)は、毎年、所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を審査するもので、この届を提出しないと8月分以降の手当を受けることができません。また、支給停止の方は、受給権が消滅してしまいます。

《受付期限》 9月9日(金)

《受付時間》 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

《受付場所》 町民税務課または今庄事務所、河野事務所

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015